

大阪府難病患者等ホームヘルパー養成研修事業者指定要綱

改正案	現行
<p>第1章 総則 (目的) 第1条</p> <p>(同右)</p> <p>(基本方針) 第2条</p> <p>(同右)</p>	<p>第1章 総則 (目的) 第1条 「難病特別対策推進事業について」(平成10年4月9日健康医発第635号厚生省保健医療局長通知)の別紙「難病特別対策推進事業実施要綱」(以下「国実施要綱」という。)第8の4の(6)の規定による難病患者等ホームヘルパー養成研修事業者(以下「事業者」という。)としての指定については、国実施要綱及び「難病患者等ホームヘルパー養成研修事業の運営について」(平成18年3月28日健康発第0328004号厚生労働省健康局疾病対策課長通知)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>(基本方針) 第2条 事業者は、難病患者等ホームヘルプサービス事業の質の向上に資するホームヘルパーの養成に努めるとともに、関係通知並びにこの要綱で定める基準等を遵守しなければならない。</p> <p>2 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供することができるとともに、ホームヘルパーの養成に努め、人権に係る啓発について十分留意しなければならない。</p> <p>3 事業者は、研修事業の実施に当たっては、受講者等の権利利益を侵害することがないよう、個人情報取扱いを適正に行わなければならない。</p> <p>4 事業者は、受講者及び研修事業に従事する者に対して、研修事業において知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的</p>

に使用してはならないことなど、個人情報保護の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならぬ。

- 5 事業者は、常に研修の充実及び質の向上に努めなければならない。
- 6 事業者は、適正かつ円滑な研修事業の実施に努めなければならない。

(研修の課程及び内容等)

第3条 研修の課程は、難病基礎課程Ⅱ、難病基礎課程Ⅰ及び難病入門課程とする。

2 各課程の研修カリキュラム及び研修時間数は、別表のとおりとする。なお、研修内容及び実施については別に定める基準以上のものとする。

第2章 事業者の指定等
(指定)

- 第4条 事業者の指定は、その指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）の申請により、事業者ごとに行うものとする。
- 2 申請者は、前項の申請にあたっては、前条第1項に規定する課程の全部又は一部を申請するものとする。
- 3 知事は、申請者に対して、指定要件の審査のために必要な調査を行うことができる。

(研修の課程及び内容等)

第3条

(同右)

2 研修の科目及び実施内容については、第21条に規定する別に定める基準以上のものとする。

第2章 事業者の指定等

(指定)

第4条 事業者の指定は、第5条に規定する要件をすべて満たす者で、その指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）の申請により、行うものとする。

2 事業者の指定に係る標準処理期間は60日以内とする。

3 申請者は、第1項の申請にあたっては、前条第1項に規定する課程の全部又は一部を申請するものとする。

4 知事は、申請者に対して、指定の決定をしたときは通知するものとし、指定をしない決定をしたときは理由を付してその旨を通知するものとする。

5 知事は、申請者からの申請に係る指定の要件の審査を行うために必要な調査や助言・指導を行うことができる。

(指定の要件等)

(新設)

第5条 知事は、申請者が次に掲げる要件のすべてを満たすときに限り、事業者として指定する。

(1) 法人(特別法により法人格を取得している団体を含む。)であること。ただし、次に掲げる条件のいずれも満たす任意の団体である場合は、法人に準じて取り扱うものとする。

イ 代表者が定められていること。

ロ 運営に関する規約等が定められていること。

ハ 口に基づいた運営がなされているとともに、相当の活動実績を有していること。

ニ 会計が適切に処理されていること。

(2) 研修事業の経理と他の事業の経理が明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支状況を明らかにする書類が整備されていること。

(3) 研修事業の趣旨および内容を十分に理解し、適正かつ円滑に実施できる体制を有していること。

(4) 研修事業が、大阪府内(指定都市を除く。)で実施されること。

(5) 研修事業に係る事務等を行うための事業所が大阪府内に設置されていること。

(6) 毎事業年度ごとに1回以上研修が実施できる体制を整えていること。

(7) 直近1事業年度以上の活動実績を有し、かつ、その活動実績を証明する証拠書類の提出が可能なこと。

(8) 各科目を担当する適切な講師が必要な人数確保されていること。

(指定の要件等)

第5条 知事は、申請者が次に掲げる要件のすべてを満たすときに限り、事業者として指定する。

(1) 法人であること。ただし、次に掲げる条件のいずれも満たす団体である場合は、法人に準じて取り扱うものとする。

イ 代表者が定められていること。

ロ 規約等が定められていること。

ハ 口に基づいた運営がなされているとともに、相当の活動実績を有していること。

ニ 会計が適切に処理されていること。

(2) 研修事業の経理と他の事業の経理が明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支状況を明らかにする書類が整備されていること。

(3) 研修事業の趣旨および内容を十分に理解し、適正かつ円滑に実施できる体制を有していること。

(4) 研修事業が、大阪府内(指定都市を除く。)で実施されること。

(5) 研修事業に係る事務等を行うための事業所が大阪府内に設置されていること。

(6) 年に1回以上、研修を実施できる体制を整えていること。

(7) 第3条第2項に定める基準以上の研修が実施できること。

(8) 各科目を担当する適切な講師が必要な人数確保されていること。

(9) 講義を実施するために必要な広さの場所が確保されていること。

(10) 学則を定めていること。

(11) 前各号に定めるもののほか、第21条に規定する別に定める基準を満たしていること。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項に規定する指定を行わない。

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）若しくは介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第35条の2に定める法律罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第22条に定める法律により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

(3) 第18条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。

(4) 他の都道府県知事（指定都市の長を含む。）により、事業者としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。

(5) 大阪府知事又は他の都道府県知事により、次のいずれかの研修事業者としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。

イ 「指定居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号。以下

(9) 学則を定めていること。

(新設)

(新設)

2 知事は、前項の規定にかかわらず、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項に規定する指定を行わない。

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）若しくは介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第35条の2に定める法律、又は障害者自立支援法（平成17年法律第123号）若しくは障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第22条に定める法律により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

(2) 第18条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。

(3) 他の都道府県知事（指定都市の長を含む。）により、事業者としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。

(4) 大阪府知事又は他の都道府県知事により、次のいずれかの研修事業者としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。

「告示」という。) 第1条第3号から第7号に掲げる研修を実施する者として、通知に基づき指定を受けた居宅介護職員初任者研修事業者、障がい者居宅介護従業者基礎研修事業者、重度訪問介護従業者養成研修事業者、同行援護従業者養成研修事業者又は行動援護従業者養成研修事業者

口 告示第1条第20号の規定により、この告示による廃止前の「指定居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年3月31日厚生労働省告示第209号。以下「旧指定居宅介護等従業者基準」という。) 第3号に掲げる視覚障害者外出介護従業者養成研修、旧指定居宅介護従業者基準第4号に掲げる全身性障害者外出介護従業者又は旧指定居宅介護従業者基準第5号に掲げる知的障害者外出介護従業者養成研修の課程に相当する研修を実施する者として指定を受けた外出介護従業者養成研修事業者

ハ 「介護保険法施行令」(平成10年政令第412号)第3条第1項第2号に基づき指定を受けた介護員養成研修事業者

(6) 介護保険法に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者としての指定又は許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者であるとき。

(7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)又は改正前の障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に基づき、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定相談支援事業者、指定自立支援医

イ 介護保険法施行令第3条第1項第2号に基づき指定を受けた介護員養成研修事業者 ⇒ハ

ロ 「指定居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号。以下「指定居宅介護等従業者基準」という。) 第1条第2号から第5号に掲げる研修を実施する者として、「居宅介護従業者養成研修等について」(平成19年1月30日障発第0130001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に基づき指定を受けた居宅介護従業者等養成研修事業者 ⇒イ

ハ 指定居宅介護等従業者基準第1条第16号の規定により、この基準による廃止前の「指定居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年3月31日厚生労働省告示第209号。以下「旧指定居宅介護等従業者基準」という。) 第3号に掲げる視覚障害者外出介護従業者養成研修、旧指定居宅介護従業者基準第4号に掲げる全身性障害者外出介護従業者養成研修又は第5号に掲げる知的障害者外出介護従業者養成研修の課程に相当する研修を実施する者として指定を受けた外出介護従業者養成研修事業者 ⇒ロ

(5) 介護保険法に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者としての指定又は許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者であるとき。

(6) 障害者自立支援法に基づき、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定相談支援事業者、指定自立支援医療機関

療機関としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。

(8) 第3号から前号に定める取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に当該事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出日から起算して5年を経過しない者であるとき。

(9) 前各号に掲げる場合のほか、申請者が、介護員養成研修等又は介護サービス等の事業において、基準違反に関する改善勧告、改善命令その他行政処分を受け、その内容についての改善がなされていない者であるとき。

(10) 申請者の代表者が、次のいずれかに該当する者であるとき。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
ロ 第1号及び第2号に該当する者
ハ 第3号から第7号までのいずれかに該当する法人等において、当該取消しの理由となった事実があった時又はその事実が継続している間にその代表者であった者で、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者

ニ 第8号に規定する期間内に事業の廃止の届出をした法人等（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）において、その代表者であった者で、当該届出日から起算して5年を経過しない者

(11) 申請者又は申請者の代表者若しくはその構成員が、次のいずれかに該当する者であるとき。

としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。

(7) 第2号から前号に定める取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に当該事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出日から起算して5年を経過しない者であるとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、申請者が、介護員養成研修等又は介護サービス等の事業において、基準違反に関する改善勧告、改善命令その他行政処分を受け、その内容についての改善がなされていない者であるとき。

(9) 申請者の代表者が、次のいずれかに該当する者であるとき。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
ロ 第1号に該当する者
ハ 第2号から第6号までのいずれかに該当する法人等において、当該取消しの理由となった事実があった時又はその事実が継続している間にその代表者であった者で、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者

ニ 第7号に規定する期間内に事業の廃止の届出をした法人等（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）において、その代表者であった者で、当該届出日から起算して5年を経過しない者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する「暴力団」

力団」

ロ 法第2条第6号に規定する「暴力団員」

ハ 大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」

（指定申請の手続き）

第6条 申請者は、次に掲げる事項を記載した書類を、当該研修事業における研修を開始する90日前までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の職・氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 研修事業の名称
- (3) 研修事業を実施する府内の主たる事業所の所在地
- (4) 研修開始予定年月日

2 前項の申請の際には次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 資産の状況を示す書類
- イ 決算報告書（直近1事業年度のもの）

・貸借対照表

・損益計算書

・個別注記表

ロ 会社法に係る事業報告書

ハ 会社案内冊子

ニ 組織図

(2) 定款、寄附行為その他の基本約款

（新設）

（指定申請の手続き）

第6条 申請者は、次に掲げる事項を記載した書類を、当該研修事業における研修を開始する60日前までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の職・氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 研修事業の名称
- (3) 研修事業を実施する府内の主たる事業所の所在地
- (4) 研修開始予定年月日

2 前項の申請の際には次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業者に関する事項

イ 資産の状況を示す書類

ロ 定款その他の基本約款等

ハ 登記事項証明書等（法人の場合）

ニ 前条第2項各号に該当しない旨の誓約書

(3) 履歴事項全部証明書の原本（法人の場合）

(4) 第5条第2項各号に該当しない旨の誓約書、暴力団等に関する要件確認申立書及び審査情報（審査情報は、紙媒体及び磁気媒体を提出すること。）

(5) 情報公開している場合、公表情報の内訳及び公表資料（ホームページに掲載しているものをプリントアウトしたものを添付すること。）

(6) 印鑑証明書の原本（実印を使用しない場合は使用印鑑届も併せて提出）

(7) 研修の収支予算書及び今後2年間の財政計画書

(8) 学則

(9) 講師一覧表

(10) 講師履歴書

(11) 講義室使用承諾書の写し及び平面図（自己所有の場合は平面図）

(12) 修了証書及び修了証明書（携帯用）の様式

3 申請者は、第1項に規定する申請を行う際は、次に掲げる書類を
あわせて届け出なければならない。

(1) 指定を受けた後、初めに実施する研修の開講日が属する年度の
年間実施計画

(2) 指定を受けた後、初めに実施する研修の開講届の書類一式

（課程の追加の手続き）

第6条の2 事業者は、実施する課程の追加を申請する場合は、次に掲げる事項を記載した書類を、当該研修事業における研修を開始する

60日前までに、知事に提出しなければならない。

(2) 研修事業に関する事項

イ 研修の収支予算及び向こう2年間の財政計画

ロ 学則

ハ 講師一覧表

ニ 講師履歴書

ホ 修了証書及び携帯用修了証明書の様式

(3) その他指定に関し必要があると知事が認める事項

3 申請者は、第1項に規定する申請を行う際は、次に掲げる書類を
あわせて届け出なければならない。

(1) 指定を受けた後、初めに実施する研修の開講日が属する年度の
年間実施計画

(2) 指定を受けた後、初めに実施する研修の内容を記した書類

(新設)

(1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の職・氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 研修の名称

(3) 課程

(4) 研修事業を実施する府内の主たる事業所の所在地

(5) 研修開始予定年月日

(6) 現に指定を受けている課程

2 前項の申請の際には、次に掲げる書類を添付しなければならない

い。

(1) 第6条第2項(6)から(12)までに掲げる書類

3 申請者は、第1項に規定する申請を行う際は、次に掲げる書類を
あわせて提出しなければならない。

(1) 承認を受けた後、初めに実施する当該課程の研修の開講日が属
する年度の年間実施計画

(2) 承認を受けた後、初めに実施する当該課程の研修の開講届の書
類一式

4 知事は、申請の内容が第1項から第3項までに規定する形式上の
要件を満たさないうときは、相当の期間を定めて申請者に補正を求め、
申請者が期間内に補正を行わないときは、理由を付して申請を却下す
ることができる。

第3章 研修事業の実施

(年間実施計画の届出)

第7条 事業者は、毎事業年度ごとに研修事業に係る年間実施計画

を、次の各号のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない
い。

第3章 研修事業の実施

(年間実施計画の届出)

第7条 事業者は、毎事業年度ごとに研修事業に係る年間実施計画
を、次の各号のいずれか早い期日までに知事に届け出なければならない
い。

(1) 当該事業年度開始前の3月31日

(1) 当該事業年度開始前の3月31日

(2) 当該事業年度の研修事業に関して最初に開講する日の30日前

2 事業者は、年間実施計画に基づき研修を実施しなければならぬ。

3 事業者は、第1項又は第6条第3項第1号若しくは第6条の2第3項第1号の規定により届け出た年間実施計画に変更が生じた場合は、速やかに変更後の計画を知事に提出しなければならぬ。

(開講届)

第8条 事業者は、研修を実施する際には、開講届を開講する30日前までに、知事に提出しなければならぬ。

2 事業者は、前項、第6条第3項第2号又は第6条の2第3項第2号の規定により届け出た事項に変更が生じる場合は、変更後の開講届を提出し、知事の承認を得なければならぬ。

(休講届)

第9条 事業者は、第6条第3項第2号、第6条の2第3項第2号又は前条第1項による開講の届出を行った後、当該研修を開講する見込みがなくなつた場合には、休講届を速やかに、知事に提出しなければならぬ。

(変更届)

第10条 事業者は、指定内容に関して第21条に規定する別に定める事項に変更が生じる場合には、変更届を、原則としてその変更事項が生じる日の10日前までに、知事に提出しなければならぬ。

(2) 当該事業年度の研修事業に関して最初に開講の旨を届け出る日

2 事業者は、年間実施計画に基づき研修を実施しなければならぬ。

3 事業者は、第1項又は前条第3項第1号で届け出た年間実施計画に変更が生じた場合は、速やかに変更後の計画を知事に届け出なければならぬ。

(開講の届出)

第8条 事業者は、研修を実施する際には、その内容を記した書類を開講する30日前までに、知事に届け出なければならぬ。

2 事業者は、前項又は第6条第3項第2号の規定により届け出た事項に変更が生じる場合は、知事にあらかじめ届け出なければならぬ。

(休講の届出)

第9条 事業者は、第6条第3項第2号又は前条第1項による開講の届出を行った後、当該研修を開講する見込みがなくなつた場合には、休講届を速やかに、知事に届け出なければならぬ。

(変更の届出)

第10条 事業者は、指定内容に関して別に定める事項に変更が生じる場合には、変更の内容を記した書類を、原則としてその変更事項が生じる日の10日前までに、知事に届け出なければならぬ。

(休止及び再開届)

第11条 事業者は、第7条第1項又は第3項による年間実施計画を届ける際に、当該年度における研修事業を実施しないことが明らかなる場合は、年間休止届を同時に知事に提出しなければならぬ。

2 前項の年間休止届の期間（現に研修を実施していない実質的に休止状態のものを含む。）が2ヶ年度にわたる場合は、第15条第1項に規定する届出があつたものとみなすことができる。

なお、2ヶ年度にわたる場合は、1事業年度（4月1日から翌年3月31日まで）の休止を2年連続で行つた場合をいう。

2 事業者は、休止した研修事業を再開する場合には、第7条第1項による年間実施計画及び第8条第1項による開講を届け出なければならぬ。

なお、前項に該当する事業者は、第6条第2項に規定する書類を併せて提出しなければならない。

(修了証書等の交付)

第12条 事業者は、受講者が第3条第1項に掲げるそれぞれの研修の課程を修了した者（以下「修了者」という。）と認定した場合は、別記様式による修了証書及び携帯用修了証明書を修了者に遅滞なく交付しなければならない。

2 前項により修了を認定する際には、修了評価を厳正に実施しなければならない。

(休止及び再開の届出)

第11条 事業者は、第7条第1項又は第3項による年間実施計画を届ける際に、当該年度における研修事業を実施しない場合は、その旨及び次に掲げる事項を、同時に知事に届け出なければならない。

(1) 研修の名称

(2) 休止する年度

(3) 休止する理由

(新設)

2 事業者は、休止した研修事業を再開する場合には、第7条第1項又は第3項による年間実施計画及び第8条第1項による開講を届け出なければならない。

(修了証書等の交付)

第12条 事業者は、受講者が第3条第1項に掲げるそれぞれの研修の課程を修了した者（以下「修了者」という。）と認定した場合は、別記様式による修了証書及び携帯用修了証明書を修了者に遅滞なく交付しなければならない。

(実績報告)

第13条 事業者は、研修終了後60日以内に、当該研修に係る実績を報告しなければならない。

(要領にて規定)

(助言・指導)

第14条

(同右)

第4章 研修事業の廃止

(廃止届)

第15条 事業者は、研修事業を廃止しようとする場合には、廃止する10日前までに、廃止届を知事に提出しなければならない。

(同右)

(実績報告)

第13条 事業者は、研修終了後60日以内に、当該研修に係る実績を報告しなければならない。

2 前項の実績報告を行う際には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 修了者名簿及び電磁的記録

(2) 出席簿の写し

(3) 科目免除要件を確認した書類の写し(科目の免除を行った場合)

(4) 受講要件を確認した書類の写し

(5) その他知事が必要があると認めるもの

(助言等)

第14条 知事は、研修が健全かつ円滑に実施されるように、事業者に対して必要な助言及び指導を行うことができる。

第4章 研修事業の廃止

(廃止の届出)

第15条 事業者は、研修事業を廃止しようとする場合には、廃止する10日前までに、その旨及び次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(1) 研修の名称

(2) 廃止する年月日

(3) 廃止する理由

3

(同右)

第5章 調査及び指導
(実地調査等)

第16条 知事は、必要があると認めるときは、事業者に対し、研修事業に係る報告若しくは書類の提出若しくは提示を命じ、事業者又は事業者の関係者に対し出頭を求め、説明を聴取するなど、所要の検査をすることができる。

2 知事は、必要があると認めるときは、事業者の事業所に立ち入り、関係者から意見等を求めるとともに、研修事業全般に関する書類や設備・教材等について実地調査することができる。

3 事業者は、前2項に定める知事の求めに対し、誠実かつ誠意をもつて対応しなければならない。

4 第1項及び第2項に定めるもののほか、実地調査における細則は第21条に規定する別に定めるものとする。

(勧告、命令等)

第17条

(同右)

2

(同右)

2 知事は、事業者が2ヶ年度にわたって研修を実施しなかつた場合又は年間実施計画を届け出なかつた場合には、前項に定める廃止の届出があつたものとみなすことができる。

3 事業者は、事業を廃止した場合においても、修了者からの問い合わせ等に対し、誠実かつ迅速に対応しなければならぬ。

第5章 調査及び指導

(実地調査・報告等)

第16条 知事は、必要があると認めるときは、事業者に対し、報告若しくは書類の提出若しくは提示を命じ、事業者に対し出頭を求め、又は関係者に対し、質問し、若しくは事業所に立ち入り、研修事業に関する書類や設備・教材等を検査することができる。

(新設)

(勧告、命令等)

第17条 知事は、事業者が第5条第1項の要件を満たしていないと認めるときは、期限を定めて、当該事業者に対し基準を遵守すべきことを勧告することができる。

3 知事は、第1項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なく、その勧告に係る措置をとらなかつたときは、期限を定めて、当該事業者に対しその勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4

(同右)

(指定の取消し等)

第18条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該事業者に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- (1) 第2条に規定する基本方針に違反すると認められるとき。
- (2) 第5条第1項の要件を満たさなくなつたとき。
- (3) 不正な手段により指定を受けたとき。
- (4) 第7条から第11条まで若しくは第15条に規定する届出、又は第13条に規定する報告について、虚偽があつたとき。
- (5) 虚偽又は偽造した修了証書又は携帯用修了証明書を受講者等に交付したとき。
- (6) 第16条の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告を行ったとき。
- (7) 第16条の規定により出頭を求められてもこれに応じず、また同条の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- (8) 前条第3項の規定における命令に、正当な理由がなく、定める期間内に従わなかつたとき。

2 知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた事業者が同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 知事は、第1項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、期限を定めて、当該事業者に対しその勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 知事は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公表するものとする。

(指定の取消し等)

第18条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該事業者に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- (1) 第2条に規定する基本方針に違反すると認められるとき。
- (2) 第5条第1項の要件を満たさなくなつたとき。
- (3) 不正な手段により指定を受けたとき。
- (4) 第7条から第11条まで若しくは第15条に規定する届出、又は第13条に規定する報告について、虚偽があつたとき。
- (5) 虚偽又は偽造した修了証書又は携帯用修了証明書を受講者等に交付したとき。
- (6) 第16条の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告を行ったとき。
- (7) 第16条の規定により出頭を求められてもこれに応じず、また同条の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答

(9) 次に掲げる養成研修事業に関して、それぞれ当該養成研修事業者指定要綱に基づき指定を取り消され、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止されたとき。

イ 居宅介護職員初任者研修及び障がい者居宅介護従業者養成研修 大阪府居宅介護職員初任者養成研修等事業者指定要綱

ロ 重度訪問介護従業者養成研修 大阪府重度訪問介護従業者養成研修事業者指定要綱

ハ 移動支援従業者養成研修 大阪府移動支援従業者養成研修事業者指定要綱

ニ 同行援護従業者養成研修 大阪府同行援護従業者養成研修事業者指定要綱

ホ 介護員養成研修 大阪府介護員養成研修事業者指定要綱

(10) 第5条第2項第10号の要件に該当したとき。

(11) 前各号に掲げる場合のほか、研修事業に関し、不正又は著しく不当な行為をしたとき。

(聴聞の機会)

第19条 知事は、前条に定める指定の取り消し又は指定の効力の停止を行う場合においては、事業者に対して聴聞を行うものとする。

第6章 その他
(書類の保存)

第20条

(同右)

弁をし、又は同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(8) 前条第3項の規定における命令に、正当な理由がなく、定める期間内に従わなかったとき。

(9) 次に掲げる養成研修事業に関して、それぞれ当該養成研修事業者指定要綱に基づき指定を取り消され、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止されたとき。

イ 介護員養成研修 大阪府介護員養成研修事業者指定要綱⇒

ホ

ロ 居宅介護従業者養成研修 大阪府居宅介護従業者養成研修事業者指定要綱⇒イ

ハ 重度訪問介護従業者養成研修 大阪府重度訪問介護従業者養成研修事業者指定要綱⇒ロ

ニ 移動支援従業者養成研修 大阪府移動支援従業者養成研修事業者指定要綱⇒ハ

ホ 同行援護従業者養成研修 大阪府同行援護従業者養成研修事業者指定要綱⇒ニ

(10) 前各号に掲げる場合のほか、研修事業に関し、不正又は著しく不当な行為をしたとき。

(新設)

(書類の保存)

第19条 事業者は、研修事業に関する書類について、研修が終了した日を起算日として各号に定める期間保存しなければならない。

- (1) 修了者台帳 永年
- (2) 受講者の研修への出席状況、成績等に関する書類並びに修了者に関する書類 5年
- (3) その他研修に関する書類 1年

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱を実施するために必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、平成18年11月29日から施行する。ただし、第4条から第10条まで、第13条、第16条から第18条及び第20条に掲げる規定については、平成18年12月1日以降に実施する研修から、第11条及び第15条第2項の規定については、平成19年4月1日以降に実施する研修事業から適用する。

(経過措置)

- 1 この要綱の施行において、前号のただし書きが適用されるまでの間、事業者としての指定及び休廃止に必要な手続きや研修事業の実施に関する変更や実績報告の手続きについては、なお従前の例による。
- 2 平成18年12月1日以降に実施する研修事業のうち、この要綱の施行前に、旧要綱に基づく難病患者等ホームヘルパー養成研修事

(その他)

第21条

(同右)

附 則

(施行期日等)

(同右)

業者指定申請書、難病患者等ホームヘルパー養成研修事業変更承認申請書又は難病患者等ホームヘルパー養成研修事業変更届出書により、すでに知事にカリキュラムの提出を行った研修については、第8条第1項に規定する届出があつたものとみなす。

3 第5条第2項の規定は、この要綱の施行日前にした行為によりこれらの規定に規定する刑に処せられた者若しくは処分を受けた者又は施行日前にこれらの規定に規定する行為を行った者については適用せず、なお従前の例による。

附 則
(施行期日等)

この要綱は平成19年3月1日から施行する。
(経過措置)

第5条第2項の規定は、この要綱の施行日前にした行為によりこれらの規定に規定する刑に処せられた者若しくは処分を受けた者又は施行日前にこれらの規定に規定する行為を行った者については適用せず、なお従前の例による。

附 則
(施行期日)

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年3月31日から施行する。

この要綱は、平成23年12月15日から施行する。

(新設)